

災害復旧事業の実施状況

東日本大震災に係る災害復旧補助の査定状況

H27.2.10現在

年度	申請事業者数	災害査定件数	事業費及び調査額	
			通常査定	特例査定
H23年度	182事業者	241件	301億円	—
H24年度	48事業者	59件	14億円	1,001億円
H25年度	3事業者	6件	0.5億円	23億円
H26年度	2事業者	2件	0.03億円	—
合計	*202事業者	308件	315億円	1,024億円

※ 同一事業者を除く

- 平成24年度より、沿岸部の水道施設等に係る災害復旧事業で、復興計画等との調整により早期の災害査定の実施が困難な場合には、災害査定方法等の特例を定めて実施
- 特例査定後の実施に際しては、厚生労働省と協議の上、保留解除の手続きが必要

特例査定の保留解除状況

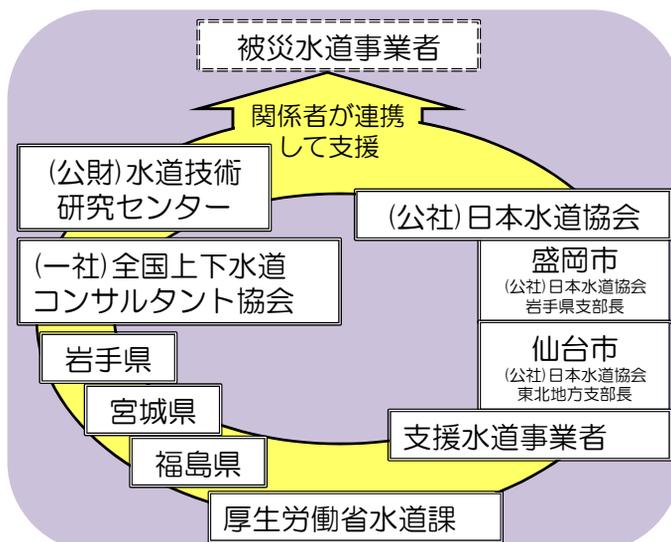
H27.2.10現在

	事業者数		調査額(億円)	保留解除件数				保留解除済み事業費(億円)			
	査定実施	協議開始		H24	H25	H26	計	H24	H25	H26	計
岩手県	19事業者	8事業者	218	2件	16件	19件	37件	0.6	12.7	39.5	52.8
宮城県	22事業者	18事業者	681	12件	25件	31件	68件	13.6	79.0	96.0	188.6
福島県	5事業者	3事業者	124	—	4件	5件	9件	—	6.3	7.2	13.5
合計	46事業者	29事業者	1,024	14件	45件	55件	114件	14.2	98.0	142.7	254.9

東日本大震災水道復興支援連絡協議会

○津波により街全体が壊滅的な被害を受け、復旧の目途の立たない地域については、今後、街づくりと整合した水道の復旧・復興方法についての検討を行い、復旧、復興計画を策定していく必要がある

○これら一連の取組みに対する技術的支援等を行う枠組みとして東日本大震災水道復興支援連絡協議会を設置



■連絡協議会の基本的役割

- ・ 支援を求める被災事業者に対し支援事業者等をマッチング（日水協他）
- ・ 支援事業者の求めに応じ水道復興計画に対し技術的助言（有識者他）
- ・ 支援事業者の求めに応じ災害査定国庫補助事務等の情報提供（国、県）

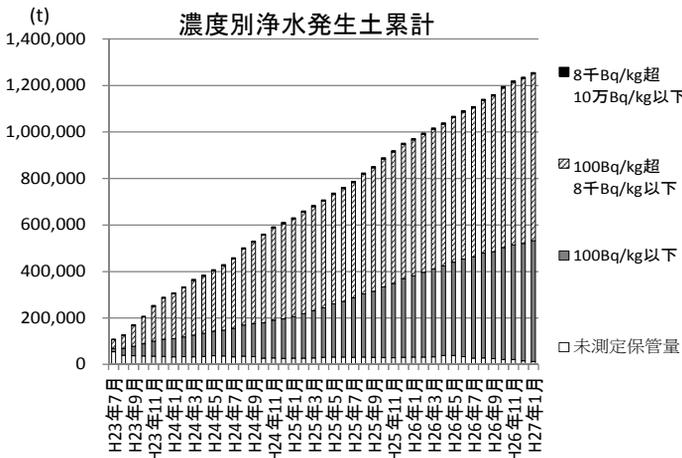
■支援事業者の役割（被災事業者の要望に応じ臨機応変に対応）

- ・ 街づくりに伴う水道整備計画（構想）等の立案支援
- ・ 復興までの水道事業実施計画の立案支援（一時的な給水計画等を含む）
- ・ 災害査定実務の支援（国、県、日水協等との連絡調整等）

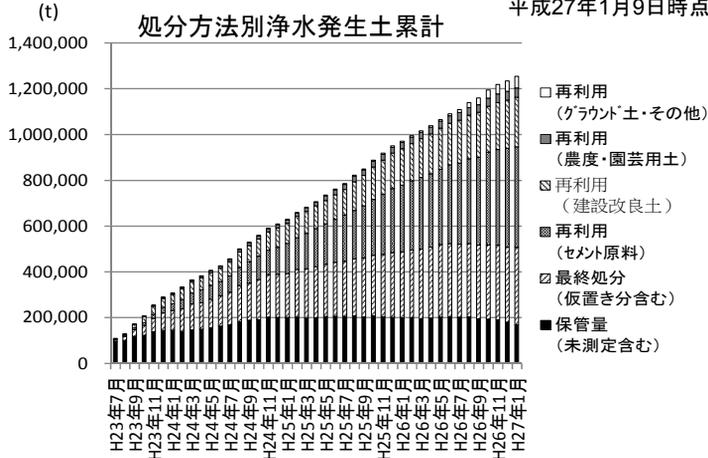
浄水発生土の放射性物質汚染への対応

平成27年1月9日時点

濃度別浄水発生土累計



処分方法別浄水発生土累計



放射性物質汚染対処特措法

放射性物質により汚染された廃棄物の処理

- ① 環境大臣は、その地域内の廃棄物が特別な管理が必要な程度に放射性物質により汚染されているおそれがある地域を指定
- ② 環境大臣は、①の地域における廃棄物の処理等に関する計画を策定
- ③ 環境大臣は、①の地域外の廃棄物であって放射性物質による汚染状態が一定の基準を超えるものについて指定
- ④ ①の地域内の廃棄物及び③の指定を受けた廃棄物(特定廃棄物)の処理は、国が実施
- ⑤ ④以外の汚染レベルの低い廃棄物の処理については、廃棄物処理法の規定を適用
- ⑥ ④の廃棄物の不法投棄等を禁止

一定の基準
8千Bq/kg

原子力損害賠償制度

- 「原子力損害の賠償に関する法律」(原賠法)に基づき、平成23年8月5日に「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」策定。
- 中間指針において、東京電力が賠償すべき損害を類型化。
 - ✓ 水、浄水発生土の検査費用
 - ✓ 浄水発生土の処分費用 等

放射性物質を含む浄水発生土の再利用指標

- セメント・コンクリート等 ⇒ 製品状態で100Bq/kg以下
- 農業用培土 ⇒ 製品状態で400Bq/kg以下
- 園芸用土 ⇒ 浄水場からの搬出(原料)時点で400Bq/kg以下
- グラウンド土 ⇒ 浄水場からの搬出(原料)時点で200Bq/kg以下

新水道ビジョン

平成16年6月 水道ビジョンを策定

水道のあるべき将来像について、関係者が共通の目標を持ち、その実現に向けて取り組んでいくための具体的な施策や工程を示す。

～ 水道ビジョン(平成16年6月)の策定から8年以上が経過 ～

- 東日本大震災による水道施設の大規模な被災の経験
 - 人口減少社会の到来により事業環境が一層厳しくなる懸念
- 平成24年2月から新水道ビジョンの検討を開始

新水道ビジョン(平成25年3月公表)

【基本理念】

地域とともに、信頼を未来につなぐ日本の水道

取組みの方向性

方策推進の要素

安全

安全な水の供給

強靱

強靱な水道の構築

持続

持続性の確保

挑戦

将来の課題に挑戦する意識を持って取り組むこと

連携

関係者間の連携によって方策を推進すること

方策の推進

枚举にいとまがない課題

- ・給水人口・給水量、料金収入の減少
- ・水道施設の更新需要の増大
- ・水道水源の水質リスクの増大
- ・職員数減少によるサービス水準の影響
- ・東日本大震災を踏まえた危機管理対策

役割分担の明示

- ✓ 都道府県ビジョンの策定
- ✓ 水道事業ビジョンの策定

各種方策の推進(例)

- ✓ アセットマネジメントの徹底
- ✓ 水道施設のレベルアップ
 - ・施設更新、耐震化
- ✓ 広域化・官民連携等による組織力アップ

新水道ビジョン推進協議会

新水道ビジョンに示された各種方策を推進するため、方策の実施主体となる関係者が実施状況を共有し、密接に連携するための枠組みとして開催。

新水道ビジョン推進協議会

構成メンバー

- ・(公財)給水工事技術振興財団
- ・厚生労働省健康局水道課
- ・国立保健医療科学院
- ・(一社)水道運営管理協会
- ・(公財)水道技術研究センター
- ・全国簡易水道協議会
- ・(一社)全国給水衛生検査協会
- ・全国管工事業協同組合連合会
- ・(公社)日本水道協会
- ・(一社)日本水道工業団体連合会
- ・学識者

活動イメージ

これまでの取り組み

- 4回開催
(H25.8、H26.1、H26.3、H27.1)
- 先進事例の収集
- ロードマップ策定(H26.5)
- ウェブサイトの開設(H26.12)
- 進捗状況の共有、連携施策の検討

今後の活動

- フォローアップ、連携施策具体化
- ロードマップのリバイス

連携

様々な機会において情報を共有

行政機関(都道府県)

水道事業者

大学・研究機関

個別検討事項

安全

強靱

持続

挑戦

新水道ビジョン
ロードマップ

新水道ビジョンを踏まえた施策
の推進とフォローアップ

新水道ビジョン推進に関する地域懇談会

1 開催概要

全国各地の水道事業者等による各種推進方策について、その取り組みの内容を都道府県及び水道事業の担当者らが情報共有するとともに、全国的に広くそれを発信して、地域内の連携を図り、新水道ビジョンに示した施策を積極的に推進することを目的とし、厚生労働省の主催で開催。

2 開催趣旨

各地域における先進的な取り組みを実施している水道事業におけるキーマンをゲストスピーカーとして招聘し、話題提供をいただくとともに、比較的少人数でのフリーディスカッションを展開して、課題解決へのヒントを探る。



ゲストスピーカーのテーマごとに3コーナーに分かれてディスカッション
[第一回地域懇談会(盛岡市)より]

3 開催状況と今後について

全国各地区において順次開催。平成25年度は2箇所(北海道・東北、九州・沖縄)、平成26年度には4箇所(関東、中部・北陸、関西、中国・四国)にて開催。

来年度以降も内容をさらに発展させる形で紹介事例の選定及び議論のテーマ設定を行い、引き続き各地域にて懇談会を実施して行く予定。

地域水道ビジョンの推進（都道府県・水道事業ビジョン）

■厚生労働省が示す水道のビジョン

新水道ビジョン策定
(平成25年3月)

強靱 安全
持続

挑戦
連携

役割分担の明示

- ✓ 都道府県水道ビジョンの策定
- ✓ 水道事業ビジョンの策定

重点的な実現方策(例)

- ✓ 広域化・官民連携による基盤強化
- ✓ 水道施設のレベルアップ
- ✓ アセットマネジメントの徹底

地域水道ビジョンによる各種施策の積極的な推進

■都道府県水道ビジョン：都道府県水道行政が作成すべきビジョン

都道府県水道ビジョン作成の手引き
(平成26年3月19日付け健水発0319第3号)

- 広域的な事業間調整機能や流域単位の連携推進機能としてのリーダーシップを発揮し、将来の水道の理想像を実現させるための施策推進の姿勢が不可欠
- 広域的見地から地域の水道のあり方を描き、**都道府県内の水道事業者を牽引する要素を備えるもの**

■水道事業ビジョン：水道事業者等が作成すべきビジョン

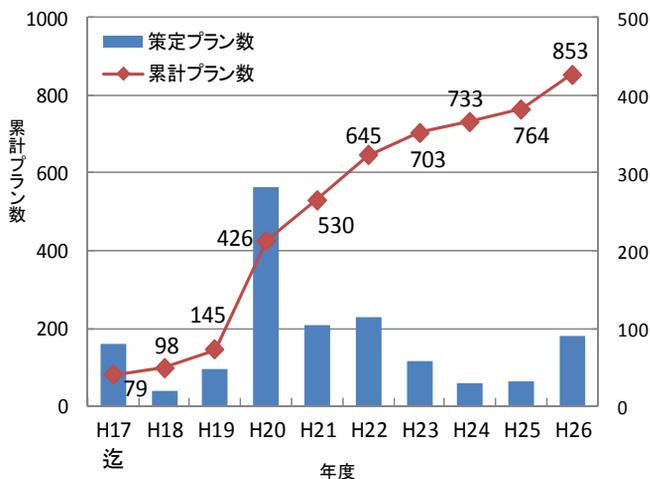
水道事業ビジョン作成の手引き
(平成26年3月19日付け健水発0319第4号)

- 長期的視点を踏まえた戦略的な水道事業の計画立案の必要性、給水区域の住民に対して事業の安定性や持続性を示していく責任
- 必要と考えられる**経営上の事業計画**について、**水道事業のマスタープラン**として策定、公表するもの

水道事業ビジョン策定状況

水道事業ビジョン策定状況の推移

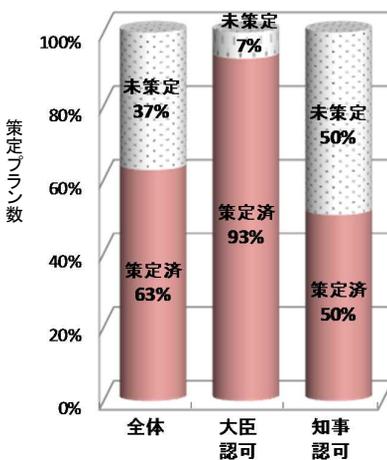
(上水道事業及び水道用水供給事業における合計プラン数)



※平成26年度の策定プラン数は平成27年2月1日現在値。
 ※厚生労働省において内容を確認できた年度で整理。
 ※複数事業を1プランでまとめているものがあるため、事業数とは一致しない。

規模別水道事業ビジョン策定状況

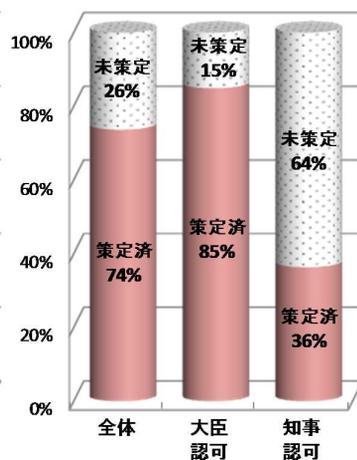
事業数割合（上水道）



【策定済事業数内訳】

全体：886
大臣認可：378
知事認可：508

事業数割合（用水供給）



【策定済事業数内訳】

全体：70
大臣認可：62
知事認可：8

※策定済事業数は平成27年2月1日現在値。
 ※「策定済」とは厚生労働省において内容を確認できたもの。

地方分権改革における水道事業等の認可権限移譲

1 権限移譲の方針

広島県、中国知事会等7団体から、都道府県がイニシアティブをとって広域化等を推進するため、水道事業の認可に関する国の権限を都道府県へ移譲する提案が寄せられ、分権改革有識者会議提案募集検討専門部会において対応方針を検討し、平成27年1月30日に対応方針を閣議決定したところ。

○対応方針

広域化等を推進する水道事業基盤強化計画(仮称)を策定した上で、業務の監視体制を十分に整える都道府県であって、当該事務・権限の移譲を希望するものに対し、都道府県内で水利調整が完結する水道事業等(都道府県が経営主体であるものを除く。)を対象に移譲する。

なお、都道府県内で水利調整が完結しない水道用水供給事業から受水する水道事業については、当該水道用水供給事業との事業統合を行うことを上記計画に盛り込んだ場合には移譲対象とする。

※意欲的な都道府県に対して水道事業の認可権限を移譲することで、老朽化施設の更新・耐震化、広域化の推進等による水道事業の基盤強化について都道府県の主導権発揮を促し、持続可能な水道事業運営の推進を図る。

2 基盤強化に関する計画策定について

都道府県が主体となって、水道事業の広域化、施設の計画的更新・耐震化、水質管理の強化といった重要施策を推進するために、これらの施策を含めた都道府県による水道事業基盤強化計画の策定を権限委譲の前提条件とする。

3 手挙げ方式による権限移譲について

各都道府県における、重要施策の推進体制及び水道事業等の監視体制にはばらつきがあるといった課題もあるため、業務の監視体制や広域化等を推進する取組に関する一定の条件を満たし、権限の移譲を希望する都道府県に対して、手挙げ方式による権限移譲を行うこととする。

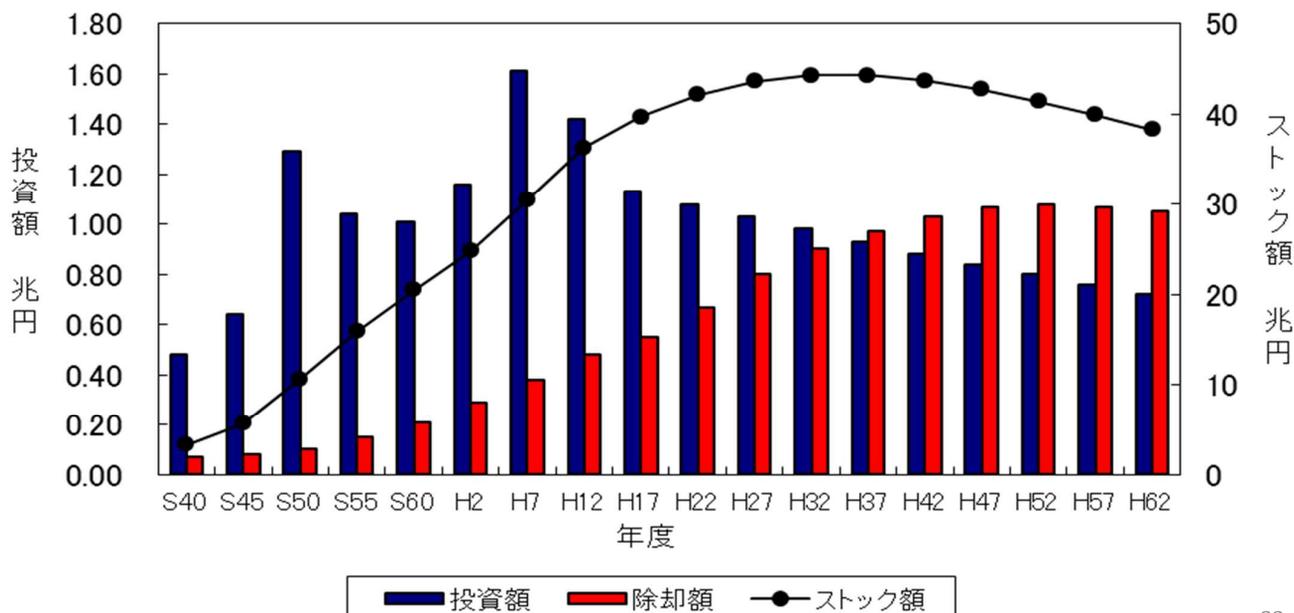
水道法第46条の都道府県への権限移譲規定を根拠にして、水道事業等の認可等の権限について、厚生労働大臣が指定する都道府県が行うこととする規定を設けることとする。

4 今後の進め方について

対応方針の閣議決定を踏まえ、地方分権改革に関する制度改正と併せて所要の改正を行い、平成28年4月(予定)の施行に向けて準備を行う。権限移譲を認める一定の条件(水道事業基盤強化計画に定めるべき事項、都道府県の監視体制等)について具体化する検討を行う。

水道の更新需要と投資額の将来推移

- ▶ 料金収入は、人口減少の進展や節水型社会の醸成により、引き続き減少。
- ▶ 施設の更新需要は、平成50年頃をピークに増大が見込まれる。
- ▶ 平成37年には、必要な更新に対する投資額が不足することが見込まれる。



管路の老朽化の現状と課題

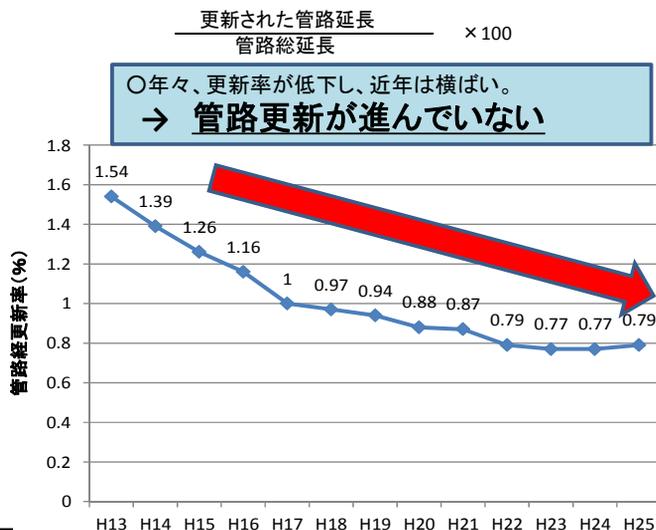
➤ 水道管路は、法定耐用年数が40年であり、高度経済成長期に整備された施設の更新が進まないため、**管路の経年化率（老朽化）は、ますます上昇すると見込まれる。**

管路経年化率(%)



H25年度	厚生労働大臣認可	都道府県知事認可	全国平均
管路更新率	0.86%	0.64%	0.79%
管路経年化率	12.0%	7.2%	10.5%

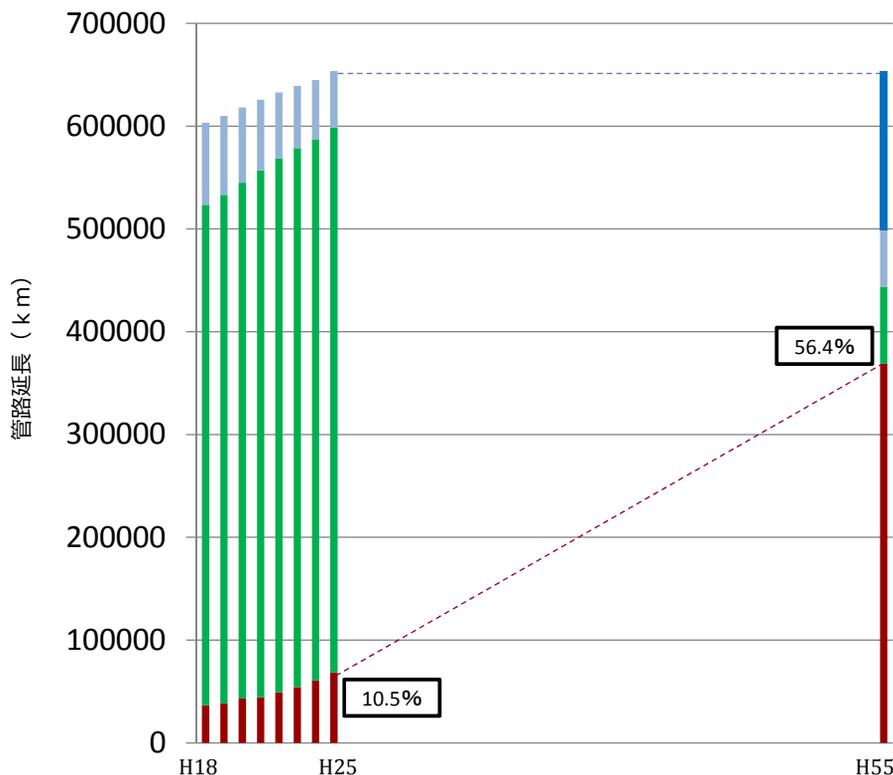
管路更新率(%)



○H25年度の管路更新率0.79%から単純に計算すると、**全ての管路を更新するのに約130年かかると想定**される。

出典：水道統計

今後30年間における管路の経年化の進展



【試算条件】

- ・全管路延長は65万4千km※で一定
※平成25年度末延長
- ・年間更新率は0.79※で一定
※平成25年度実績
- ・管路経年化率は、法定耐用年数の40年と設定

【凡例】

- 更新管路 (H26～H55における想定更新量)
- 更新管路 (H18～H25の各時点で過去10年の更新量)
- 非経年管路
- 経年管路 (布設後40年経過)

□ : 管路経年化率

水道事業におけるアセットマネジメント

長期的な視点での持続可能な水道施設の管理運営には、アセットマネジメントが必要不可欠

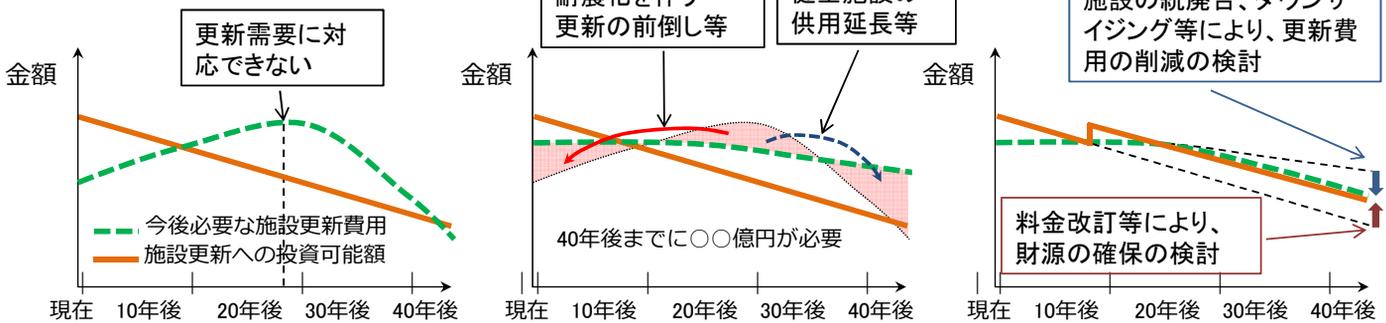
●水道事業におけるアセットマネジメントとは・・・

- 水道施設による給水サービスを継続していくために必要な補修、更新といった施設管理に必要な費用と、そのための財源を算定し、長期的視点に立って経営していくこと。

「今後必要な施設更新費用」と「施設更新への投資可能額」の比較

更新需要の平準化

持続可能な事業運営へ



厚生労働省のアセットマネジメントに関する取り組み

- 厚生労働省は、平成21年7月7日に「水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)に関する手引き」を作成
- 中小規模の水道事業者においては、手引きが詳しいためすぐ実践するには活用しにくい面もあると考えられることから、アセットマネジメント実践のための「簡易支援ツール」を作成し、平成25年6月に公表
- 全ての都道府県で「簡易支援ツール」に関する講習会等を実施し、水道事業者のアセットマネジメントへの取組を推進。
- 平成25年度の全体の実施率は平成24年から1年で22.2ポイント上昇(399事業者が簡易支援ツールを使用してアセットマネジメントの実施、検討)。

アセットマネジメントの実施状況

(単位:事業者数)

計画給水人口		5万人未満	5万人～10万人	10万人～25万人	25万人～50万人	50万人以上	用水供給事業	合計
H24	割合	12.5%	46.4%	66.2%	72.1%	84.0%	67.0%	29.4%
H25	調査事業者数	958	209	144	57	26	92	1,486
	実施事業者数	348	145	126	53	26	69	767
	割合	36.3%	69.4%	87.5%	93.0%	100%	75.0%	51.6%
H24からH25への割合の伸び(ポイント)		23.8	23.0	21.3	20.9	16.0	8.0	22.2

注) 実施事業者数には実施中の事業者も含まれる

(平成26年1月末時点)

今後の事業実施にあたっては、アセットマネジメントの結果を活用し戦略的な事業運営を！